

昭和40年度予算編成方針

LIBRARY

国際協力事業団

受入 月日	'84. 8. 21	000
		23.4
登録No.	13393	EM

資料室 F-2(改)

# 昭和40事業年度予算編成方

昭和コンクリート  
海外移住事業団

昭和40事業年度の業務運営方針に基づき、昭和40事業年度予算編成方針を次のとおり定める。

JICA LIBRARY



## 1. 一般業務

### (1) 業務執行体制の強化

#### (イ) 組織の整備

国内においては、特に、地方事務所の組織の強化を図る。  
国外においては、中南米代表部、怡法人本社組織の確立並びに各支部及び下部機構を含めた組織体系の整備を行なう。

#### (ロ) 人員の充実

組織整備に伴う人員の充実を図る外、移住者の相談指導にあたる技術職員、会計職員、指導監査職員等必要な人員の充実を行なう。

#### (ハ) 職員の研修

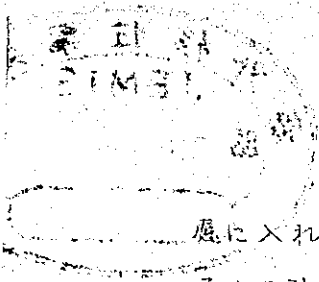
職員の資質の向上に資するための研修を積極的に実施する。  
国外における技術者については、連絡研修会議を通じて相互の技術向上を図る。

#### (ニ) 業務の能率化

機械化等により、業務の能率化を推進し得るものは、積極的に計画する。

#### (ホ) 車両の整備

国外における業務連絡用の車両については、事故防止を考



慮に入れて、整備計画を立て、常に適切な整備体制を整え得るよう計画する。

(イ) その他の事項については、従前の例によるが、経費の節約を旨とし、実情に即応するよう計画する。

## (2) 調査の充実強化

調査機能の充実を図ると共に、移住受入圏の調査機関との連絡、民間調査機関の利用等を積極的に考慮し、常に必要な資料の整備をなし得る体制を整え、調査の内容は、調査結果を直ちに実務に反映せしめ得るよう充実する。

一般の調査事項は、従前のとおり、農家経済実態調査、雇傭移住者実態調査、移住者動態調査、技術移住実情調査、農産物市場調査、国際移住実態調査、国内開拓地移住希望者実態調査等とするが、移住者の定着安定を促進する施策の基礎資料を得る内容の調査とする。

移住候補地の直否調査は、移住者が定着し得るかどうかの見透しをつけ得るあらゆる角度から検討し得る調査内容のものとする。

移住地の整備を図るための調査は、未利用地の運用計画、処分計画等移住地の整備に直接役立つ内容の調査とする。

## (3) 啓発活動の重点

啓発活動については、従前より実施してきたものの外、特に次の事項を重点として実施する。

(イ) 一般向けの啓発は、テレビ、ラジオを利用して、積極的に

実施する。

四) 対象年齢層としては、青少年の移住思想の普及・昂揚に努める。これがため青少年の指導者に対する移住思想の徹底を期するとともに、青少年の移住に関する研究活動を援助する。

五) 対象地域としては、移住推進重点地域を定め、集中的に啓発活動を実施する。

六) 関係団体との協調態勢を強化する。

#### (4) 雇傭移住者の独立あつせん

雇傭移住者の独立を促進するためのあつせん業務を積極的に実施する。

#### (5) 技術移住者あつせいの推進

技術移住のあつせん業務については、サンパウロに技術移住センターを整備し、下期より運営しうるよう計画し、積極的に業務の推進に努める。又、アルゼンチン国に対するあつせん業務を開始する。

#### (6) 訓練講習

移住者の渡航前の訓練講習については、受入国の移住事情に対処して、移住者の資質の向上を図る必要があるため、全国的な規模において、計画的に訓練講習を行なう体制を整備する。現地における移住者の訓練講習は、管農指導員の補助として活動し得る人材の養成に重点をおき、移住地の管農の指導的立場にある者、農業研究グループ等の訓練講習を強化する外、成人

教育についても計画する。

(7) 移住者の引率

従前通り、移住業務の経験者のうちから、理事長が引率者を任命するが、現地職員もその対象とする。

(8) 営農指導体制の確立

既移住者の定着安定の促進を図るため、常に、現地において移住者の営農相談指導に応じ得る技術者の充実に努めると共に、既移住者の団体及び篤農家との協力体制を整備する。農場の機能は基礎資料を受入国の試験研究機関の成果に待つ建前とし、営農に直接役立つ展示圃、種苗圃、試作圃等の役割を果たす規模のものに改めると共に、営農指導に因する訓練講習の場として利用するよう計画する。

(9) 産業組合の育成

産業組合は、本来の目的である経済活動を行なう団体として発展するよう育成指導し、従来産業組合が行なっている経済活動以外の業務は、受入国側又は移住地の自治団体に移行するよう指導し、経過措置として、その業務に対し援助措置を講ずる。

(10) 医療衛生対策

(1) 伯法人

既設の診療所は、診療対象の変化に見合せて、整備する方針であるが、移住者の健康管理に重点を置く保健所的性格のものに止める。

巡回診療は、サンパウロ援護協会に業務を委託する方針であるが、ベレン管内においては、必要があれば、別の診療班を編成する、又、特殊事情にある移住地については、巡回診療を補充して、契約医による診療を計画する。

ベレン管内のマラリマ予防対策は、前年度に引き続き実施する。

#### (四) アスンシオン支部

既設の診療所は、診療対象の変化に見合つて整備する方針であるが、移住者の健康管理に重点を置く保健所的性格のものに止め、重症患者は受入国の医療施設において施療するよう指導する。そのため必要があれば対策を講ずる。

なお、診療所を整備するため、医師の配置について、次のとおり計画する。

##### アルトパラナ診療所

###### 増員

外科嘱託医            /名

歯科                    /名

##### イグアス診療所

###### 交 替

産婦人科嘱託医        /名

#### (五) ベノスアイレス支部 サンタクルス支部

従前通りの方針により対処する。

#### (六) 教育対策

(4) 伯国法人

既設の学校は、現在の校舎設備と学童事情を勘案し、適切な整備措置を講ずる。

従前より実施されて来た教師謝金は移住者の負担能力と見合って、事業団の負担を軽減するよう計画する。

育英金は、サンパウロ附近においては支払しない。ベレン管内においては、移住地の特殊性を考慮し、育英金の制度を活用するよう計画する。

(5) アスンシオン支部

既設の小中学校は、校舎設備と学童事情を勘案して、適切な整備措置を講ずる。中学校は一個所に全移住地の生徒を収容する校舎(寄宿舎附帯)を建設する方針のもとに整備する。日本語の教育は休暇利用等による補習教育の外行なわない。

従前より実施されて来た教師謝金は、移住者の負担能力と見合って、事業団の負担を軽減するよう計画する。

なお、学校の運営は、パラガイ国法の法制等を充分研究し、出来得れば、受入国または移住地の自治体に移管するよう計画する。

(6) ベノスアイレス支部

ガルアッペ移住地の校舎の現状に鑑み、移住地の中心地に総合小中学校を建設し、受入国側に管理を移管するよう措置する。

(7) サンタクルス支部

下級小学校は、地区別(6地区)に整備する。中央センタ



一の上級小学校及び中学校の整備を図る。但し、教育施設及びその運営は、ボリビア国に移管するよう措置する。

(6) サント・ドミンゴ支部

育英金は、従前の方針により実施する。

(12) 公共施設

道路、治安等の公共施設は、受入国側の施策を補充する立前のもとに、対策を講ずる。

なお、これら公共施設は、できうれば相手国の機関または移住地の自治体に管理運営を移管するよう措置する。

(13) 共同利用施設

移住者の定着安定を容易にするため特に必要がある場合に限り、一定年限を限り、援助措置を講ずる。

## 2. 入植地業務

(1) 入植地の分譲契約は、再建を改め、現地通貨建とすると共に現地の実情に即応して必要な分譲条件の改訂を行なう。

(2) 入植地造成計画の方針

(4) 伯国法人

a. ジマカレイ移住地

内地よりの入植は見送る。現地分譲(増反を含む)に伴

い、必要な工事にとどめる。

b. ピニマール移住地

入植目標を20戸(内地10、現地10)とする。工事は、未入植地の既造成道路の補修工事にとどめる。

C. フンシヤール移住地

内地よりの入植は見送る。現地分譲(増反を含む)に伴い、必要な工事にとどめる。

d. オ2トメアス移住地

入植目標を100戸(内地80、現地20)とする。幹線道路工事を推進し、幹線沿いの入植をオノとし、入植の状況と見合つて、支線沿いにも入植せしめ得るよう造成工事を行なう。

e. ガタバラ移住地

別途検討する。

f. ラーモス移住地

ラーモス移住地の如く相手国側が設定する移住地であつても、入植にあつて、相手国が行なう造成工事を補完して必要な工事を行なう場合は、そのために要した費用は、入植者から分担金として徴収する。

g. バルゼアレグレ、サントアントニオ移住地については、昭和38年度の実情調査の結果に基づき、移住地の運用方針を決定するが、それまで予算措置は考えない。

(四) アスンシオン支部

a. アルトパラナ移住地

内地よりの入植は、航空調査の結果に基づく造成計画を策定するまで見送る方針であるが、入植希望者があれば、既

造成ロットテに入植させる。

市街地造成工事は、才ノ期計画に基く残工事を実施する。  
航空調査の結果に基づき、アルトパラナ移住地造成計画を策定する。

遊休工事要員はイグアス移住地の造成に使用するよう計画する。

♂. イグアス移住地

入植目標を200戸(内地100、現地40)とする。入植目標に依り造成工事を実施する。

C. フラム移住地

昭和39年度中未利用土地利用計画を決定し、昭和40年度において市街地造成工事を実施する。

(V) ベノスアイレス支部

アンテス移住地

a. 内地よりの入植目標を20戸とし、これに依りうる造成工事を実施する。移住地保全のための保全農場は、前年度に引き続き実施する。

♂. 新規入植地(仮称サ2ミツシヨネス)

調査の結果、移住適地として決定した場合は、土地を取得し、入植目標を30戸(内地20、現地10)とし、これに依り得る造成工事を実施する。

(二) サンタフルス支部

サンファン移住地

基本方針が決定するまで、入植は見送る。

### 3. 特殊業務

(1) 伯国法人

牧場の運営は、従前の方針による。

(2) アスンシオン、サンタクルス支部

倉庫業務の運営は、従前の方針による。

### 4. 融資業務

(1) 既移住者の定着安定を促進する施策として、現地の実情に即応して効果的に融資が実施し得るよう融資基準の改訂を行なう。

(2) 債権の管理、回収体制の強化を図る。

(3) 伯国法人及び各支部別の融資方針の重点は、次のとおりである。

(イ) 伯国法人

a. 雇用、分益、借地農の独立援助のための土地購入、長期営農資金の貸付

b. 技術移住者の独立のための設備、運転資金の貸付

c. スワップ資金の継続調達

d. 現地金融機関の利用促進

(ロ) アスンシオン支部

a. 営農多角化（特に畜産のための牧野造成）の援助資金の

貸付

6. 履産加工施設資金の貸付

(イ) ブエノスアイレス支部

a. アンデス移住地入植者の定着安定を促進するための資金貸付

b. 花卉栽培呼寄移住者独立のための土地購入、長期営農資金の貸付

c. アルゼンチン国計画移住地入植後助のための長期営農資金の貸付

(ロ) サンタクルス支部

a. サンフアン移住地改訂営農計画推進のための営農資金および営農機械化設備資金の貸付

b. 出荷統制活動後助のための資金貸付

c. サンフアン組合強化のための所要資金の貸付

d. 沖繩製油会社運転資金の貸付

(ハ) サント・ドミンゴ支部

a. 営農規模の適正化及び子弟の独立後助のための土地購入、営農資金の貸付

b. 現地金融機関の利用促進

資料

## 昭和40事業年度予算編成方針

昭和39年6月15日  
海外移住事業団

昭和40事業年度の業務運営方針に基づき、昭和40事業年度予算編成方針を次のとおり定める。

### 1. 一般業務

#### (1) 業務執行体制の強化

##### (イ) 組織の整備

国内においては、特に、地方事務所組織の強化を図る。  
国外においては、中南米代表部、伯法人本社組織の確立並びに各支部及び下部機構を含めた組織体系の整備を行なう。

##### (ロ) 人員の充実

組織整備に伴う人員の充実を図る外、移住者の相談指導にあたる技術職員、会計職員、指導監査職員等必要な人員の充実を行なう。

##### (ハ) 職員の研修

職員の資質の向上に資するための研修を積極的に実施する。  
国外における技術者については、連絡研修会議を通じて相互の技術向上を図る。

##### (ニ) 業務の能率化

機械化等により、業務の能率化を推進し得るものは、積極的に計画する。

##### (ホ) 車輛の整備

国外における業務連絡用の車輛については、事故防止を考

慮に入れて、整備計画を立て、常に適切な整備体制を整え得るよう計画する。

い) その他の事項については、従前の例によるが、経費の節約を旨とし、実情に即応するよう計画する。

## (2) 調査の充実強化

調査機能の充実を図ると共に、移住受入団の調査機関との連絡、民商調査機関の利用等を積極的に考慮し、常に必要な資料の整備をなし得る体制を整え、調査の内容は、調査結果を直ちに実務に反映せしめ得るよう充実する。

一般の調査事項は、従前のとおり、農家経済実態調査、雇傭移住者実態調査、移住者動態調査、技術移住実情調査、農産物市場調査、国際移住実態調査、国内開拓地移住希望者実態調査等とするが、移住者の定着安定を促進する施策の基礎資料を得る内容の調査とする。

移住候補地の適否調査は、移住者が定着し得るかどうかの見直しをつけ得るあらゆる角度から検討し得る調査内容のものとする。

移住地の整備を図るための調査は、未利用地の運用計画、処分計画等移住地の整備に直接役立つ内容の調査とする。

## (3) 啓発活動の重点

啓発活動については、従前より実施してきたものの外、特に次の事項を重点として実施する。

い) 一般向けの啓発は、テレビ、ラジオを利用して、積極的に

実施する。

- (4) 対象年齢層としては、青少年の移住思想の普及昇揚に努める。これがため青少年の指導者に対する移住思想の徹底を期するとともに、青少年の移住に関する研究活動を援助する。
- (5) 対象地域としては、移住推進重点地域を定め、集中的に啓発活動を実施する。
- (6) 関係団体との協調態勢を強化する。

#### (4) 雇傭移住者の独立あつせん

雇傭移住者の独立を促進するためのあつせん業務を積極的に実施する。

#### (5) 技術移住者あつせいの推進

技術移住のあつせん業務については、サンパウロに技術移住センターを整備し、下期より運営しうるよう計画し、積極的な業務の推進に努める。又、アルゼンチン国に対するあつせん業務を開始する。

#### (6) 訓練講習

移住者の渡航前の訓練講習については、受入国の移住事情に対処して、移住者の資質の向上を図る必要があるので、全国的な規模において、計画的に訓練講習を行なう体制を整備する。現地における移住者の訓練講習は、営農指導員の補助として活動し得る人材の養成に重点をおき、移住地の営農の指導的立場にある者、農業研究グループ等の訓練講習を強化する外、成人



教育についても計画する。

(7) 移住者の引介

従前通り、移住業務の経験者のうちから、理事長が引介者を任命するが、現地職員もその対象とする。

(8) 営農指導体制の確立

既移住者の定着安定の促進を図るため、常に、現地において移住者の営農相談指導に充て得る技術者の充実に努めると共に、既移住者の団体及び薦農家との協力体制を整備する。農場の機能は基礎資料を受入国の試験研究機関の成果に待つ建前とし、営農に直接役立つ展示圃、種苗圃、試作圃等の役割を果たす規模のものに改めると共に、営農指導に因する訓練講習の場として利用するよう計画する。

(9) 産業組合の育成

産業組合は、本来の目的である経済活動を行なう団体として発展するよう育成指導し、従来産業組合が行なっている経済活動以外の業務は、受入国側又は移住地の自治団体に移行するよう指導し、経過措置として、その業務に対し援助措置を講ずる。

(10) 医療衛生対策

(1) 伯法人

既設の診療所は、診療対象の変化に見合せて、整備する方針であるが、移住者の健康管理に重点を置く保健所的性格のものに止める。

巡回診療は、サンパウロ換護協会に業務を委託する方針であるが、ベレン管内においては、必要があれば、別の診療班を編成する。又、特殊事情にある移住地については、巡回診療を補充して、契約医による診療を計画する。

ベレン管内のマラリマ予防対策は、前年度に引き続き実施する。

#### (四) アスンシオン支部

既設の診療所は、診療対象の変化に見合つて整備する方針であるが、移住者の健康管理に重点を置く保健所的性格のものに止め、重症患者は受入国の医療施設において施療するよう指導する。そのため必要があれば対策を講ずる。

なお、診療所を整備するため、医師の配置について、次のとおり計画する。

##### アルトパラナ診療所

###### 増 員

外科 嘱託医            / 名

歯科                    / 名

##### イグアス診療所

###### 交 替

産婦人科嘱託医        / 名

#### (五) ベノスアイレス支部 サンタクルス支部

従前通りの方針により対応する。

#### (六) 教育対策

(イ) 伯国法人

既設の学校は、現在の校舎設備と学童事情を勘案し、適切な整備措置を講ずる。

従前より実施されて来た教師謝金は移住者の負担能力と見合せて、事業団の負担を軽減するよう計画する。

育英金は、サンパウロ附近においては支出しない。ベレン管内においては、移住地の特殊性を考慮し、育英金の制度を活用するよう計画する。

(ロ) アスンシオン支部

既設の小学校は、校舎設備と学童事情を勘案して、適切な整備措置を講ずる。中学校は一個所に全移住地の生徒を収容する校舎(寄宿舎附帯)を建設する方針のもとに整備する。日本語の教育は休暇利用等による補修教育の外行なわない。

従前より実施されて来た教師謝金は、移住者の負担能力と見合せて、事業団の負担を軽減するよう計画する。

なお、学校の運営は、パラガイ國の法制等を充分研究し、出来得れば、受入國または移住地の自治体に移管するよう計画する。

(ハ) ベノスアイレス支部

ガルアツペ移住地の校舎の現状に鑑み、移住地の中心地に総合小中学校を建設し、受入國側に管理を移管するよう措置する。

(ニ) サンタクルス支部

下級小学校は、地区別(6地区)に整備する。中央センタ

一の上級小学校及び中学校の整備を図る。但し、教育施設及びその運営は、ポリビア国に移管するよう措置する。

(ホ) サント・ドミンゴ支部

育英金は、従前の方針により実施する。

(2) 公共施設

道路、治安等の公共施設は、受入国側の施策を補完する立前のもとに、対策を講ずる。

なお、これら公共施設は、できうれば相手国の機関または移住地の自治体に管理運営を移管するよう措置する。

(3) 共同利用施設

移住者の定着安定を容易にするため特に必要がある場合に限る。一定年限を限り、援助措置を講ずる。

## 2. 入植地業務

(1) 入植地の分譲契約は、再建を改め、現地通貨建てとすると共に現地の実情に即応して必要な分譲条件の改訂を行なう。

(2) 入植地達成計画の方針

(4) 伯国法人

α. ジャカレイ移住地

内地よりの入植は見送る。現地分譲(増反を含む)に伴

(i) 必要な工事にとどめる。

β. ピニヤール移住地

入植目標を20戸(内地10、現地10)とする。工事は、未入植地の既造成道路の補修工事にとどめる。

C. フンシマール移住地

内地よりの入植は見送る。現地分譲(増反を含む)に伴い、必要な工事にとどめる。

d. オフトメアス移住地

入植目標を100戸(内地80、現地20)とする。幹線道路工事を推進し、幹線沿いの入植をオノとし、入植の状況と見合つて、支線沿いにも入植せしめ得るよう造成工事を行なう。

e. ガクパラ移住地

別途検討する。

f. ラーモス移住地

ラーモス移住地の如く相手国側が設定する移住地であつても、入植にあつて、相手国が行なう造成工事を補完して必要な工事を行なう場合は、そのために要した費用は、入植者から分担金として徴収する。

g. バルゼアレグレ、サントアントニオ移住地については、昭和38年度の実情調査の結果に基づき、移住地の運用方針を決定するが、それまで予算措置は考えない。

(四) アスンシオン支部

a. アルトパラナ移住地

内地よりの入植は、航空調査の結果に基づく造成計画を策定するまで見送る方針であるが、入植希望者があれば、既

造成ロットテに入植させる。

市街地造成工事は、オノ期計画に基づく残工事を実施する。  
航空調査の結果に基づき、アルトパラナ移住地造成計画を  
策定する。

遊休工事要員はイグアス移住地の造成に使用するよう計  
画する。

♂. イグアス移住地

入植目標を200戸(内地160、現地40)とする。入植目  
標に応じ造成工事を実施する。

C. フラム移住地

昭和39年度中未利用土地利用計画を決定し、昭和40年  
度において市街地造成工事を実施する。

い) ベノスアイレス支部

アンテス移住地

a. 内地よりの入植目標を20戸とし、これに応じうる造成  
工事を実施する。移住地保全のための保全農場は、前年度  
に引き続き実施する。

♂. 新規入植地(傾斜オ2ミツシヨネス)

調査の結果、移住適地として決定した場合は、土地を取  
得し、入植目標を30戸(内地20、現地10)とし、これに  
応じ得る造成工事を実施する。

(二) サンタフルス支部

サンファン移住地

基本方針が決定するまで、入植は見送る。

### 3. 特殊業務

(1) 伯国法人

牧場の運営は、従前の方針による。

(2) アスンシオン、サンタクルス支部

倉庫業務の運営は、従前の方針による。

### 4. 融資業務

(1) 既移住者の定着安定を促進する施策として、現地の実情に即応して効果的に融資が実施し得るよう融資基準の改訂を行なう。

(2) 債権の管理、回収体制の強化を図る。

(3) 伯国法人及び各支部別の融資方針の重点は、次のとおりである。

(イ) 伯国法人

a. 雇用、分益、借地農の独立援助のための土地購入、長期滞履資金の貸付。

b. 技術移住者の独立のための設備、運転資金の貸付

c. スワップ資金の継続調達

d. 現地金融機関の利用促進

(ロ) アスンシオン支部

a. 営農多角化（特に畜産のための牧野造成）の援助資金の

貸付

イ 農産加工施設資金の貸付

(ウ) ブエノスアイレス支部

a. アンデス移住地入植者の定着安定を促進するための資金貸付

b. 花卉栽培呼寄移住者独立のための土地購入、長期営農資金の貸付

c. アルゼンチン国計画移住地入植援助のための長期営農資金の貸付

(エ) サンタクルス支部

a. サンフアン移住地改訂営農計画推進のための営農資金および営農機械化設備資金の貸付

b. 出荷統制活動援助のための資金貸付

c. サンフアン組合強化のための所要資金の貸付

d. 沖縄強壮会社退職資金の貸付

(オ) サント・ドミンゴ支部

a. 営農規模の適正化及び子弟の独立援助のための土地購入、営農資金の貸付

b. 現地金融機関の利用促進



